



くらしと憲法



「力強い京都の憲法運動を」

京都憲法会議事務局長 木藤伸一郎

No. 98

くらしと憲法
2019年
1月25日発行

新年明けましておめでとうございます。

まず、明文改憲についての動向は以下の状況です。安倍首相は、昨年12月、臨時国会の閉会を受けて、自民党の憲法改正案を国会に提示できなかったことに関連し、2020年の新憲法施行にあらためて意欲を示しました。「国民的な議論を深めていくために、一石を投じなければならないという思いで、2020年を、新しい憲法が施行される年にしたいと申し上げましたが、今もその気持ちには、変わりはありません」と述べ、「憲法改正を最終的に決めるのは国民だ」と強調しました。1月4日の年頭記者会見でも、「憲法改正について、最終的に決めるのは、主権者たる国民の皆様であります。だからこそ、まずは具体的な改正案を示して、国会で活発な議論を通じ、国民的な議論や理解を深める努力を重ねていくことによって、また、重ねていくことが選挙で負託を受けた私たち国会議員の責務であろうと考えています。国会において活発な議論がなされ、与党、野党といった政治的な立場を超え、できる限り広範な合意が得られることを期待しています。」と述べています。

次に、自衛隊、防衛関係費については、2018年の年末に大きな動きがありました。政府は18年12月18日、国家安全保障会議(NSC)と閣議で、新しい防衛計画の大綱(防衛大綱)と中期防衛力整備

計画(中期防)を決定しました。陸海空の統合に加え、「宇宙・サイバー・電磁波」の新領域での対処能力を融合させた「多次元統合防衛力」構築を掲げ、短距離離陸・垂直着陸型ステルス戦闘機F35Bを新たに導入し、同機を艦載できるように海上自衛隊の「いずも型」護衛艦を改修して事実上「空母化」する方針も明記しました。

新中期防は、来年度から5年間に必要な防衛費の大枠と防衛装備品の数量などを定めるもので、いずも改修とF35B導入のほか、宇宙、サイバー、電磁波の新領域での対処力を強化するため、共同の部隊として「サイバー防衛部隊」、空自に「宇宙領域専門部隊」などの新編を盛り込み、5年間の防衛費の予算総額は、現行の中期防に比べて2兆8000億円増やし過去最大の27兆4700億円と設定しました。

このように安倍首相は明文改憲のための国会発議を引き続き目指しており、新年度予算や中期防で自衛隊の増強を目指しています。

今年はこれらの課題以外にも注視すべき課題が多く、土砂投入や県民投票をひかえた辺野古基地建設、天皇の代替わりの一連の行事、統一地方選、参議院選と多くの政治課題と日程が続きます。みなさまの協力を得ながら京都の憲法運動を力強く進めていきたいと思えます。





「憲法記念秋のつどい2018」報告

「防災と憲法

～住民のいのちと暮らし、仕事を守る」

講演 中川学さん

(国土問題研究会副理事長)

特別報告 奥野恒久さん

(龍谷大学政策学部教授)

2018年11月24日(土)18時30分から、ハートピア京都にて、憲法記念秋のつどい2018「防災と憲法～住民のいのちと暮らし、仕事を守る」が開催されました。

国土問題研究会副理事長の中川学さんによる、「都市と川のトータルデザイン—安全・安心の街づくりを考える」の講演が行われました。中川さんは、京都市の水害の歴史、河川や橋の状況について詳細に紹介され、防災に向けた行政の取り組みが今後ますます必要な課題であると報告されました。

特別報告では、龍谷大学教授の奥野恒久さんが、「安倍9条改憲問題の現状と今後の動き」を報告されました。2017年5月3日の安倍ビデオメッセージを皮切りに、現在まで続く「自衛隊」明記の「安倍9条改憲」をめぐる動向について紹介されました。今や自民党が想定していた改憲日程から大幅にずれ込み、客観的情勢としては改憲発議は極めて難しい状況にあるにもかかわらず、

しかし切羽詰っているからこそ「安倍改憲」は暴走しうる危険があり、引き続き警戒して対峙していくことが重要であると強調されました。改憲勢力にとっては、衆参両議院で3分の2を何とか確保している今こそ、改憲に向けた絶好の機会なのであり、なお予断は許されないということです。

安倍政権は、憲法9条を否定する立場として開き直った上で改憲を提起する点で「憲法尊重擁護義務」に違反していること、「安部9条改憲」の本質が「軍事のメインストリーム化」にあり、軍事活動を行う自衛隊そして軍事という価値に憲法でお墨付きを与えるものであることも確認されました。また、2012年に4兆7138円であった軍事費が2019年度予算案としては5兆2986億円が計上されており、2013年の「防衛計画の大綱」にも「中期防衛力整備計画」にもなかったイージス・アショア(2基で2352億円、ミサイル代・基地建設費を含むと約8000億円)の導入が、2017年の日米首脳会談で決定されています。「いずも」の空母化も進められ、「敵基地攻撃能力」の保有に向けた動きが進行し、安倍政権の下で、日本は軍事国家化している懸念を持たれているこ



とも指摘されました。

そして、改憲に向けた今後の動きとして、①憲法審査会を動かす→②改憲原案を国会に提出する（自民党総務会の了承が必要）→③具体的な改憲案の議論に入り、多数派形成を目指す→④3分の2議席を確保して改憲案を発議する、という流れになることが確認されました。やはり2019年7月の参議院選挙が、決定的に重要な選挙となります。参議院の総議員245名中、改憲阻止のためには反改憲勢力が全体で81議席（3分の1）を占めなければなりません。参議院非改選のうち反改憲勢力が41議席であるため、改選の124議席のうち、

改憲勢力に84議席を取らせない、つまり反改憲勢力で40議席を絶対に確保する必要があることが強調されました。

自民党支持層からも、安倍政権の姿勢に対しては批判的な声が上がっています。「いま必要なことは改憲ではない」という圧倒的な世論を保守層とも共有し、「安倍改憲NO!」で市民と野党の連携を一層強め、2019年夏の参議院選挙までの改憲発議を阻止し、参議院選挙でとどめを刺し、憲法を生かす政治へ転換を図りましょうと結ばれました。



第11回憲法ゼミナール報告

「労働法制改悪の歴史と現状」

毛利崇さん（弁護士）

2018年12月21日（金）に第11回憲法ゼミナールを、ハートピア京都にて開催しました。

講師の毛利崇さん（弁護士）には、「労働法制改悪の歴史と現状」というテーマで、報告いただきました。参加者は、10名でした。報告の要旨は以下のとおりです。

2018年に成立した働き方改革関連法にいたるまで、約30年間にわたって、財界は労働法制改悪をすすめてきています。これは1986年の労働者派遣法の施行からはじまり、労働基準法と労働者派遣法の改悪が繰り返され、その中には、労働者の定額使い放題のための改悪も含まれています。第2次安倍政権のもとでは、日本を「世界で一番企業が活躍しやすい国」にするために、企業活動を妨げる障害を解消することが目指されていますが、ここでいう企業活動を妨げる障害とは、労働法による規制のことを意味しています。また、「時間でなく成果で評価される制度改革」によって「働き過ぎの防止」を目指していますが、成果が出るまで働かなければならなくなり、逆に長時間労働につながるものとい

えます。また、「多様な働き方の拡大」も目指されていますが、これは「雇用」ではない働き方を認め、すなわち、労働法の適用されない働き手をつくることを意味します。

そもそも規制は、立場の弱いものを保護するために、国が立場の強いものに対して課している縛りなので、この規制を緩和すれば、立場の強いものの横暴を許す方向性をもつもので、「弱肉強食」の方向に向かうのですが、労働規制の緩和を進める安倍働き方「改革」は、まさにこれを目指し、労働者に対する保護がなくなって基本的人権が侵害されやすくなることを意味します。現在の1日8時間・週40時間という労働時間規制のもとでも、違法な長時間労働が蔓延し、過労死・過



労自殺が増加し、また、「合理的理由のない解雇は無効」という解雇規制のもとで、不当解雇がなされている現状では、これらの「規制」が不要であるとは決して言えません。このようななかで、2018年6月29日に成立させられた働き方「改革」関連法は、裁量労働の条件緩和は盛り込まれなかったものの、高度プロフェッショナル労働制度という名の残業代0制度、最大1か月100時間の時間外労働を認める36協定の上限規制、「同一労働・同一賃金」をかたった正規・非正規雇用労働者間の差別固定化を行うものといえます。しかし、これらの点についても、労働組合や労働者代表が関与することによって、職場での導入を阻止することができ、年休の確実な取得や、勤務間インターバルの導入など、部分的ですが労働者に有利な項目も含まれています。さらに、政府や財界の目指す働き方「改革」はこれですべてが終わったわけではありませので、労働組合の枠を超えて、生活保護・年金・女性差別・原発・憲法改悪の問題など、さまざまな場面・分野で市民の命と健康・声明を守る運動に取り組んでいる方々と「市民の命と健康、生活をないがしろにする政策は許さない」という問題意識を共有して、大きな運動をつくるのが大切です。

報告を受けた討論では、働き方「改革」関連法にいたるこれまでの30年間をどのように評価すればよいのか、規制緩和が進められる基盤はどこにあるのか、高度プロフェッショナル労働制度に関する厚生労働省令案などについて議論がなされました。

報告を受けた討論では、働き方「改革」関連法にいたるこれまでの30年間をどのように評価すればよいのか、規制緩和が進められる基盤はどこにあるのか、高度プロフェッショナル労働制度に関する厚生労働省令案などについて議論がなされました。

第12回憲法ゼミナールのお知らせ



「現在の天皇代替わりの状況をどう考えるか」

大八木賢治さん

(子どもと教科書京都ネット21事務局長)

- 日時 : 2019年3月15日(金) 19時～
- 会場 : キャンパスプラザ京都(第1演習室)
(地下鉄烏丸線、近鉄京都線、JR各線「京都駅」下車。
中央郵便局西側。徒歩5分)
- 参加費 : 無料
- 主催 : 京都憲法会議
- 問合せ : 京都第一法律事務所内 075-211-4411 (憲法会議担当)

【訂正】

前号(97号)3頁右段下から10行目の羽仁さんのお名前は「節子」ではなく、「説子」でした。お詫びします。



Facebook、開設しています。「京都憲法会議」で検索してください。

「いいね!」「フォロー」もお待ちしていますm(_ _)m

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
http://www.kyoto-kenpokaigi.com/ e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com
FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)

